

大阪狭山市育英生募集のしおり
大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 学校教育グループ

大阪狭山市では、教育の機会均等を図るため、経済的な事情で高等学校等への進学が困難な家庭に対し、育英金の貸与を行っています。

対象になる方

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学する方で、次の各号に該当する方。

- 1 大阪狭山市に居住し、かつ住民基本台帳法の規定により住民票に記載されている方、又は外国人登録法の規定により外国人登録原票に登録されている方の子弟。
- 2 向学心に燃え、志操堅実で健康な方のうち、中学校の校長又は在学する学校の校長の推薦がある方。
- 3 経済的な理由により高等学校等に入学又は在学が困難な方。
- 4 独立行政法人日本学生支援機構若しくは財団法人大阪府育英会又は他の地方公共団体から育英金に類する資金の貸与を受けていない方、又は受けている方で、大阪狭山市教育委員会が認めた方。

申請手続

育英金の貸与を希望される方は、次の書類を大阪狭山市教育委員会事務局教育部学校教育グループへ提出してください。

- (1) 大阪狭山市育英金貸与願書
- (2) 在学証明書
- (3) 保護者及び保証人の住民票の写し又は外国人登録済証明書の写し
- (4) 保護者の収入に関する証明書（課税証明書）

申請期間

4月末日まで学校教育グループで受け付けます。（土日、祝日除く）

貸与額及び期間

貸与額は、次の表のとおりで、年4回に分けて支払います。

貸与期間は、在学する高等学校等の最短修業年限の卒業期までです。

学校の区分	貸与額（月 額）
高等学校の全日制の課程及び定時制の課程	上 限 12,000円
高等専門学校	
専修学校の高等課程	

返還の方法

高等学校等の卒業後1年経過後、育英金を受けた期間の2倍の期間を限度として、月賦又は年賦により返還すること。

但し、卒業後大学に進学した場合は、返還を猶予することがあります。

問い合わせ先

大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 学校教育グループ

589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

366-0011 内線810 市役所3階（祝休日を除く）